

カントの第三批判「弁証論」における目的論の原理

細 谷 章 夫

本稿はカントの『判断力批判』の「目的論的判断力の弁証論」(第69第一-第78節)(A311-363)⁽¹⁾
C463-495)をテーマにしたもので、カント哲学の理論上、重要と思われる点を四つの章にわけて論じたものである。筆者には「カントの『目的論的判断力の弁証論』」⁽²⁾との論文があるが、これも同じ箇所を取り扱っている。しかしこの論文は主として注解を目的としたもので、筆者のカント哲学に対する価値観から論述することは極力おさえられている。

第一章はこの第三批判の「弁証論」の基本的テーマであるアンチノミーの解決を最初から述べていく。機械論の原理と目的論の原理を区別することがすでにアンチノミーの基本的な解決である。しかし機械論の原理と目的論の原理との関係は第四章で述べられる。その意味では、アンチノミーの実質的な解決は第四章まで継続されることになる。第二章は統制的原理の一つである目的論の原理の性格が論述される。とりわけそれが主観的原理である論理的根拠が示される。しかしカントは目的論の原理の特色に言及する前に思想上にあらわれた目的論による自然説明の体系をかなりのスペースをさいて述べている。ここにすでにカントの目的論の原理に対する考え方が部分的に示されているので、ここを全く無視することはできなかつた。カントの主張の主旨を要領よく述べる仕方で、論述した。第三章は統制的原理一般から、実践的な統制的原理と理論的な統制的原理(目的論はその一つである)の相違に関して論述した。このテーマとなった第76節は「注解」(§76 Anmerkung)として、カントは挿話的に述べているところである。しかしカント哲学の体系上、統制的原理の重要性を考えると、ここに力点をおかないわけにはいかなかった。筆者は統制的原理に関して将来詳しく論じていくつもりなので、その準備論文としてこの第76節をやや詳しく述べておいた。第四章は目的論の原理が成立する理論的根拠となる直覚的悟性と、反省的判断力及び機械論的原理と目的論的原理との関係について論述する。とくに直覚的悟性は第三批判の「弁証論」にのみ出てくる新しい概念である。しかしこの概念は第三批判の「序論」には出てこない。それに対して反省的判断力の概念は、美感的判断力及び目的論的判断力のいずれにもかかわる概念として前面にあらわれる。もちろん直覚的悟性は目的論的判断力にしか関わりをもたない。それにしても「序論」における目的論的判断力に直覚的悟性の概念が見当らないのは、カントはのちに反省的判断力の能力の一部として解消させてしまったのかもしれない。今後の課題としたい。

第一章 アンチノミーの基本的な解決と二つの原理 (機械論の原理と目的論の原理)

このカントの「弁証論」における重要なテーマの1つはアンチノミーの解決である。カントがどのようにアンチノミーを解決したのか、そこから明確になってくる機械論の原理と目的論の原理との関係を示そうというのがこの第一章の目的である。ところでカントのアンチノミーの解決そのものの議論は基本的には第69節から第71節 (A311-319 / C463-467) で展開されていると見てよいと思う。そこでカントの議論の順序にしたがってカントのアンチノミーの解決の仕方を示し、のちに、補足的説明をつけ加え、つまり解釈を加えて、より明確なカントのアンチノミーの解決を示したいと思う。そしてそこから、1つの帰結として、機械論の原理と目的論の原理との基本的な関係を展開する。そのさい、カントの議論をできるだけ見通しのよいものとするために、細かな議論は省略した。詳しくは拙論^②を参照にさせていただきたい。

まずカントは判断力を規定的判断力 *die bestimmende Urteilkraft* と反省的判断力 *die reflektierende Urteilkraft* に区分する。そして結論をいえば、規定的判断力にはアンチノミーは生じないが、反省的判断力にはアンチノミーが生じること、ここには二つの格率に対立しあうのである。「弁証論」の目的の1つは、この対立しあう二つの格率を解決することにある。つまり、その対立しあう二つの格率は、客観自体にその根拠があるとするとアンチノミーの解決は不可能である。しかし認識能力の自然的本性のうちその根拠があるとすると、アンチノミーは解決されるのである(以上第69節 [A311-313 / C463-464])。ではこの「弁証論」で示されるアンチノミーとは具体的になにか。

第70節「アンチノミーの提示」 (A313-316 / C464-466) で二つの格率、すなわち定立と反定立を示される。

第一の格率(定立)：物質的な諸物とその形式のすべての産出は単に機械的な諸法則によってのみ、可能であると判定されなければならない。

第二の格率(反定立)：物質的自然のいくつかの産物はたんに機械的な諸法則にしたがって可能であると判定されることはできない(その判定は全くちがった原因性の法則、すなわち目的因の法則を必要とする)。

第一の格率(定立)が意味するのは、自然認識は機械論の原理によってのみ可能であると判定されなければならないこと、第二の格率(反定立)はそれに対して、自然認識は、とりわけ、有機的物体といわれるいくつかの産物は、機械論の原理だけで可能であると判定されることはできないこと、つまり、目的論の原理をも必要とすることを意味する。ここで注意しなければならないことは、定立及び反定立が格率として、統制的原理として提示されていることである。カントによれば、この定立、反定立が統制的原理としてあるかぎり、両立可能なのである。つまりアンチノ

ミーは生じない。ところがこの二つの統制的原則が、構成的原則と考えられると第一及び第二の格率は次のようになるという。

定立：物質的諸物のすべての産出はたんに機械的な諸法則にしたがうだけで可能である。

反定立：物質的諸物のすべての産出はたんに機械的な諸法則にしたがうだけで可能ではない。

この定立と反定立はたがいに矛盾しあい、したがって定立か反定立のいずれかが偽となり、両立することはありえない。ここにアンチノミーが生じ、これは確かに解決されえない。ということとは、上記の定立、反定立を構成的原則と考えるのではなくて、第一、第二格率の定立、反定立のように、それらを統制的原則と考えざるをえないということである。とするならば、それら定立、反定立を統制的原則と考える、とは何を意味するのか。定立、反定立を構成的原則とみてはいけないとは何であるのか。以下、その意味を明確にしておこう。

まず私たちがこの箇所を読むときには、次のことに注意しなくてはならない。比喩的にいえば、たとえば、「自然認識を私たちは機械論の原理にしたがって追求する」ということと、「自然認識を私たちは機械論の原理にしたがって追求することは正しい」は全く違った言明である。(カントはそのようないい方をしていないが)前者は対象言語であるのに対して、後者はメタ言語だからである。定立及び反定立を、それぞれ機械論の原理、目的論の原理の適用可能性を述べた命題であると、理解するのは正しい。しかし、第一の格率(定立)、第二の格率(反定立)の意味しているのは、明かにメタ言語的性格をもつ。第一の格率(定立)は自然認識のためには機械論の原理を適用することで十分であることが述べられているのに対して、第二の格率(反定立)ではその機械論の原理だけでは十分でないことを主張している。「物質的自然のいくつかの産物」とはカントにおいて、有機的物体及び自然全体(カントはこれをも有機的物体的なものともみなす。以下「自然全体」をも含めて「有機的物体」としておく)を指すから、「有機的物体」に関しては、目的論の原理を必要とすることを意味する。そして第一の格率と第二の格率はけして矛盾するものではない。実は矛盾しないために、機械論の原理の適用範囲と目的論の原理の適用範囲が異なることをカントはのちに提言するのである。結論をやや先どりしていえば、機械論の原理の適用範囲は悟性であり、それに対して目的論の原理の範囲は理性である。さらにまた、その矛盾を避けるために、機械論の原理に基づく諸認識を規定的判断力として、客観にその根拠を求める。それに対して目的論の原理は基本的に主観的原理(これが第二章での解明のテーマとなる)とするのである。つまり反省的判断力による統制的原理なのである。

議論を前に戻そう。カントは対象言語、メタ言語とのいい方をしないが、その代わり次によくない方をする。「定立」「反定立」に関しては規定的判断力にとっての客観的原理としてあること、したがって両者は矛盾しあい、どちらか一方が偽となる。そのとき、これは確かに1つのアンチノミーではあるが、判断力のアンチノミーではなくて、理性の立法の1つの抗争であると見たあと、次のようにいう。「しかし理性はこれら諸原則〔定立、反定立〕の一方をも他方をも

証明することはできない。なぜなら自然のたんなる経験的諸法則にしたがう諸物の可能性に関してはどんなア・プリオリな規定的原理をもつことはできないからである」(A315/C465)。これはここではすでに、定立、及び反定立のそれ自体が正しい命題であるかどうかの問題にかかわっていること、したがってそれはすでに対象言語の問題ではなくて、メタ言語の領域に入っていることを示している。カントの用語法にしたがえば悟性の領域ではなく、理性の領域に入っているのである。ところでカントによる理性は、定立、反定立のいずれをも証明することはできない。理性の領域において、ア・プリオリな規定的判断をすることはできないからである(ア・プリオリな規定的判断力が機能するのは悟性の領域のみで可能)との意味である。このことに関してはすでに第三批判の第69節で説明されていたことである。そこでは、悟性の働きである規定的判断力が定義されている。規定的判断力はそれだけでは客観についての概念を根拠づけるどんな諸原理ももっていないこと、感性的直観の諸条件が付与されて、そのもとではじめて、悟性の法則として、ある与えられた概念に実在性が与えられるのである(A311/C463)。感性的直観の諸条件のもとにこの概念に実存性が与えられるのである。したがって、感性的直観の諸条件こそが概念を客観的なものたらしめるものなのである。カントによれば悟性の領域であり、比喩的にいえば対象言語の領域なのである。以上を要約すれば、通常自然認識は悟性の領域であり、規定的判断力が機能する。そこでは私たちは機械論の原理にしたがって、諸認識を追求する。しかし、自然認識のために機械論の原理だけで十分であるかどうか、あるいは機械論の原理にしたがってのみ可能であるのかどうかの問題になったときには、それは自然認識とは違ったレベルの問題なのである。それなのにそれを自然認識と同じ悟性のレベルの問題と考えたときに、さきあげた規定的判断力によるあの「定立」と「反定立」となり、両者はたがいに矛盾する。そして、定立と反定立のどちらか一方が偽となり、アンチノミーは解決されないというのがカントの考え方なのである。

それに対して、「第一の格率」(定立)と「第二の格率」(反定立)の場合はどうなるのか。これは反省的判断力によるもので、それらの格率は実際になんの矛盾も含んでいない(A315/C465)。カントの説明によると、第一の格率は物質的自然におけるすべての出来事、自然の産物としての形式に関しては、自然のたんなるメカニズムの原理にしたがって反省されるべきであって、この原理を探求の根底におかなくては、どんな本来的な自然認識もありえないのだから、出来るかぎりこの原理にしたがって探求することを意味する。このことはけして、たんに機械論的な諸法則にしたがってのみ可能であるということの意味しないのだという。すなわち第二の格率は拒否されていない。いくつかの自然形式に関しては自然のメカニズムにしたがう説明とは全く異なるある原理、目的論の原理にしたがって追求することを妨げるものではないというのである。機械論の原理と目的論の原理との関係でいえば、上記のことは次のことを意味する。物質的自然における出来事、自然の産物としてのすべての形式、まとめていえば自然認識は、私たちが出来るかぎり、徹底的に機械論の原理で探求すべきであること、しかしそのことは、いくつかの自然形式

(有機的物体)に関しては、目的論の原理で追求することを妨げるものではないとの意味である。ここでカントは興味深い問題を提示している。要約していえば、私たちには知られない自然の奥深いところでは、この機械論の原理と目的論の原理は一つの原理のもとで関連づけられているのではないか、といった哲学上の問題である (A316/C466)。これはのちに私たちは第四章でとりあげるだろう。カントはここではこの問題は決定されないままになっていること、決定されているのは自然のメカニズムの原理とは別の原理、すなわち目的論の原理を自然のある種の諸形式に関しては、考える必要があるということだ (以上第70節 [A313-316/C464-466]) という。

第71節 (A317-319/C466-467) は機械論の原理と目的論の原理との二つの原理と、有機的自然産物のかかりに関する難問がいくつか提示される。この難問の解決がこれ以降に述べられていくことになるが、それによって、アンチノミーの実質的な解決が示される。しかし基本的な形式な解決は、すでに述べられたことをまとめる仕方でのこの節の最後に提示されている。すなわち、物理的(機械的)説明様式と目的論的(技巧的)説明様式の格率の間に、アンチノミーであるかのような外観を呈すのは本来反省的判断力の原則であるのに、それが規定的判断力の原則と取り違えられるところにあるとする。内容的にややいい換えて述べれば、次のようになる。特別な経験法則に関してであるが、私たちの理性使用にとって、たんに主観的にしか妥当しない反省的判断力のもつ原則〔目的論の原理〕の本質となるところの自律という性格が、悟性によって与えられる諸法則に従わなければならない、規定的判断力の原則の性格である他律と取り違えられることに基づくという (A318-319/C467)。

ここにはすでにのちに述べられるアンチノミーの実質的な解決の、目的論の原理の主観性という特色が予告されている。このことに関しては次の第二章においてとりあつかう。それはしばらくおいて、二つの原理と有機的産物をめぐる難問とは何かを述べよう。

難問の第一は(1)「有機的な自然産物が自然のたんなるメカニズムによって産出するとするのは不可能である、ということだけをけして私たちは証明することはできない」 (A317/C466)、つまり、有機的な物体が機械論の原理によって産出することはできない、ということを経験的に証明することができないということである。有機的物体の産出を、メカニズムで説明することが出来ないことを私たちが知っているのは、経験的に知っているだけにすぎない。それを理論的に証明しようとするときに私たちは難問につきあたる。もしこのことを理論的に証明しようとするならば、私たちにとっては偶然的でしかないが、自然法則の無限な多様性を説明するには、内的な第一根拠、あるいは内的な首尾一貫した十分な原理 *das innere durchgängig zureichende Prinzip* が必要になる。しかし、このような原理はおそらく超感性的なものであって、私たちにはけして知られない。したがって、私たちは理論的に証明することはできないのである。また有機的な自然産物に関しても、同様な難問が生じる。難問の第二は目的論の原理にかかわる。有機的な産物を説明するために、物質的な自然の奥底に、自然のメカニズムとは全く別種の根源的原因性 *eine*

ganz andere Art von ursprünglicher Kausalitätが存在するのかどうか、私たちにはわからない。自然全体を1つの有機的なものとするならば、その場合、その原因性は自然全体をある目的のもとに作りあげる、ある建築学的悟性ein architektonischer Verstandである。このような悟性が果たして存在するのかどうか、私たちには知られていない。ただいえることは、自然全体を含めて、有機的な自然産物を理論的に説明するためには自然のメカニズムとは別の根源的原因性、あるいはある建築学的悟性といった原因性が必要になる。ところがこれらの原因性は、自然の奥底にかくれていて、おそらく超感性的なものであって私たちには知られない。したがって、理論的に説明することはできないのである。これが難問の第二なのである。

ところがカントは次のようにもいう。(2)「私たちの認識能力において、自然のたんなるメカニズムは有機的存在者に対してなんの説明根拠をあたえないということもまた同様に疑いなく確実である」(A318/C467)。さきに私たちは有機的な産物をメカニズムによって説明するのは不可能である、ということをして証明できないといった。それにもかかわらず、今度は私たちの認識能力においては、自然のたんなるメカニズムでは有機的存在者を説明できないということは確かだという。カントがこのようにいうのは私たちが、有機的存在者の産出を、メカニズムとはちがった目的論の原理によって、実際には説明している、という経験上の立場から述べているのである。しかし経験的に(2)の言明がいえるからといって、(2)の言明が理論的に正しいということとはできない。簡単にいえば、経験的にいえる(2)の言明から、(2)の言明そのものの正当性を主張することはできない。つまり(2)の言明を客観的原理とすることはできないということである。私たちはすでにカントが(1)の言明そのものが理論的難点を含んでいることを指摘した。そしてそのことによって、(1)の言明そのものを理論的に証明することができないことを述べたのであった。(2)の言明に関していえば、それが経験的にいえるからといって、(2)の言明そのものが客観的確定性を保持したことにならないということである。ではカントのこの(2)に対する解決策は何か。それは、反省的判断力と規定的判断力の区別に求める。つまり、(2)の言明を規定的判断力によるものとみなすときには、判断力は感性界を越え出て、おそらく誤りへと導かれる。しかしそれが反省的判断力によるものと見なされたときには、統制的原理による格率であり、有機体に関してメカニズムとは異なる原因性、すなわち目的にしたがって行為する或る(悟性的)世界原因の〔原因性〕〔eine Kausalität〕einer nach Zwecken handelnden (verständigen) Weltursache (A318/C467) が考えられ考えられなければならない。そしてカントはこれを1つの全く正しい原則である (A318/C467) としているのである。このような反省的判断力による働きは、けして機械論の原理をしめだすものではない。かえってそれをふまえての反省的判断力の働きであって、その逆はありえない。すなわち、或る悟性的な世界原因の原因性とは一つの理念であって、けして、その実在性を主張するものではない。自然を反省する手引きとしてこの原因性を認めていこうということである。ここにおいて、私たちは、もう、アンチノミーの実質的な解決に入り込んでいる

のである。

第二章 統制的原理である目的論の原理を主観的原理とする根拠

第74節 (A329-333 / C474-476) 及び第75節 (A333-339 / C476-479) を中心に、目的論の原理を主観的原理とする根拠を明確にするのがこの章の目的である。ここにたって、アンチノミーの実質的な解決がなされるのである。しかしそれに先立つ第72章と第73章はこれまで思想上あらわれた目的論による自然説明の諸体系をカントなりに整理して提示し、それに対して批判する。ここにカントの目的論に対する考え方がすでに散見され、それが第74節、第75節で展開されることになるので、この二つの節の準備として、ここではまず簡単に言及しておきたい。

第72節 (A319-323 / C467-470) では種々の目的論による自然説明の諸体系が提示される。大別すると、自然目的の観念論の体系と实在論の体系に二分される。前者はさらに、二つに区分され、原因性〔偶然性による〕の観念論か宿命性の観念論かである。エピクロスあるいはデモクリトスの体系は前者に、スピノザの体系は後者となる。实在論の体系も二つに区分され、物理的であるか超物理的であるかによる。前者は物質に宿る生命といった内的原理を根拠とする物活論 der Hylozoismus が属し、超物理的である自然の合目的性の实在論に属するのは、宇宙の根源的根拠を考えるかぎり、有神論 der Theismus である。〔表〕にすると次のようになる。

目的論による自然説明の諸体系	}	(1) 自然の合目的性の観念論
		(この合目的性は無意図的であるとする)
		(a) エピクロスあるいはデモクリトスの説
		(原因性〔偶然性による〕の観念論)
		(b) スピノザによる合目的性の宿命論
		(宿命性の観念論)
		(2) 自然の合目的性の实在論
		(この合目的性は意図的と考える)
		(a) 物活論(物理的)
		(b) 有神論(超物理的)

第73節 (A324-329 / C470-473) の表題は「上述の諸体系いずれも、それが申し立てるところのものを実行していない」といい、上記の目的論による自然説明の諸体系を批判するのである。詳しい議論は拙論⁽²⁾を見ていただくとして、ごく簡単にそれらの諸体系批判をのべ、第74節、第75節と関連して重要と思われることに言及したい。まず(1)の(a)のエピクロスの説明様式に関してである。批判の主旨は、エピクロスの説明様式が一方で目的の原因性によって、諸自然物が合目的に現存することを認めるが、他方でそのような体系を生み出す発生の過程で、目的の原因性を認めない。

つまり偶然的な原因によって説明しようとしていて、理論的に首尾一貫していないというわけである。(1)の(b)のスピノザの説明様式に関する批判はこうである。スピノザの自然一般は目的統一ではないこと、それは非常に特殊な主体の統一であって、世界に存在する諸物の結合から一つの目的関連を私たちが見出すことのできない、そのような統一である。カントはこのようなスピノザの体系を、自然の合目的な体系とはみなさず、盲目的な必然性 *blinde Notwendigkeit* (A326/C472) とすらいっているのである。(2)の(a)の物活論に対しては、生命ある物質 *eine lebende Materie* という概念そのものがまず矛盾を含んだ概念である。物質の本質的な性格は、生命のないこと *Leblosigkeit* にある。だからこの概念を有機的存在者に適用しようとするのは誤りというわけである。物活論そのものの概念が矛盾を含んでいるのだから、十分な説明根拠になりえない。(2)の(b)の有神論も自然目的の可能性を定論的〔独断的〕に基礎づけることはできない。しかしカントは有神論がもっている長所は認める。有神論は根源的存在者 *das Urwesen* の性格をもつある悟性によって、もっともうまく自然の合目的性の観念論とはちがなったものになっていること、これは合目的性の産出のために1つの意図的原因性 *eine absichtliche Kausalität* を導入することになるが、他の説明根拠よりもすぐれた長所をもっているとする (A328/C473)。しかし、目的論を解く鍵として自然目的の可能性を基礎づけることができないのは他の諸体系の説明根拠と同じである。すでにカントが難問として示したことであるが、このような悟性を設定することができるためには、自然のたんなるメカニズムによっては、物質における目的統一が不可能であることが客観的に証明されなければならない。それはできない。したがって、私たちは意図的原因性である、根源的存在者を考えるわけにはいかない。これが有神論に対する反論の主旨である。このことからカントのいいたいののは、規定的判断力としてではなく、反省的判断力として、つまり客観的にでなく、主観的原理として、このような根源的存在者を考えようというのである。有神論の誤りは、根源的存在者を客観的に存在すると考えるところに誤りがある。しかしそのような根源的存在者を設定したことそれ自体は、他の諸体系の説明根拠よりすぐれた長所をもつものとして評価するのである。

以上自然の合目的性に関する諸体系のカントの批判から、次のように要約することができる。スピノザの説明様式は、それ自体が合目的な体系でなく、非常に特殊な主体の統一による体系である。これは私たちの当面の考察からは除外しなければならない。なぜなら、私たちが考えようとしているのは、自然の目的関連による統一に基づく体系だからである。有神論は、その点、他の諸体系より次の点においてすぐれている。つまり自然の合目的な関連を根源的存在者というある悟性を設定し、それによって意図的原因性が導入される。これによって、はっきりと、しかも矛盾なく自然の合目的性が説明される。しかし問題であるのは、そのためにはすでにカントが提出した問題——有機的な自然産物が、自然のたんなるメカニズムによって産出するとするのは不可能である——を証明しなくてはならない。その証明のあとでのみ、自然の合目的性の背後にあ

る原因性を追求することができるのである。

ところでこの難問は、すでにカントが示したように証明できないのである。とすれば、私たちはどのような道をとればよいのであろうか。第72節の前半の部分で、カントは一つの解決策を示している。つまり、この難問は答えられないのであるから、この問題を未決定のままにして目的論の原理の根拠を追求しようというのである。つまり目的論の原理の客観性の問題を追求することはやめて、目的論の原理を主観的原理としてしまうことである。このことから、当然次のことが帰結する。この原理が主観的原理であるとするならば、この目的論の原理を自然科学のうちに導入する権利が私たちにはないということである。ここに私たちは目的論の原理をどのような意味で主観的原理とするのかをさらに追求しなくてはならない。

第74節、第75節の内容に立ち入る前に、少々カントの用語法に関して注釈あるいは解釈をおきたい。それはこの二つの節におけるカントの議論をより理解しやすくするためにである。まずdogmatischの訳語に関して。これは通常「独断的」と翻訳されるが、私たちは「定論的〔独断的〕」と訳すことにする。dogmatischは本来「教說的」との意味であろうが、「独断的」と訳すると、とりようによっては「ひとりよがりの」とか「主観的の」といった意味あいになってしまう。カントのdogmatischはその意味はない。少なくともこの二つの節においてはその意味は全くない。かえって規定的判断力〔悟性〕による客観的判断はdogmatischなのである。極言すれば、ここではdogmatischは客観的と同意語として使われているといえる。第74節のはじめではdogmatischはkritischに対応して使用されている。ある概念を定論的〔独断的〕に取り扱うとは、あくまで機械的な諸法則にしたがった、規定的判断力による取り扱い方をいう。それに対してある概念を批判的にkritisch取り扱うとは、その概念を私たちの認識能力との関連において、それだからその概念を考える主観的条件との関連において、考察することである。その概念を客観においてでなくて、主観的条件との関連で考えるとは、誤謬の入り込む余地があることを意味する。つまり、その概念を客観に基づくものと考えないこと、その概念が客観についてなにかあることを決定しようとしたりしないこと（A329/C474）が大切なことになる。このような判断にはkritischが必要なのである。

第74節では「自然目的の概念」を中心に述べていく。そのさいにカントは文中で三つの表現を用いている。der Begriff von einem Dinge als Naturzwecke, der Begriff eines Dinges als Naturzwecks, der Begriff eines Naturzwecksである。しかしこの三つの使用に違いはないと考えられるので、これ以降は「自然目的の概念」der Begriff des Naturzwecksの語で代表させる。また第75節では表題をはじめ「自然の客観的合目的性の概念」der Begriff einer objektiven Zweckmäßigkeit der Naturの概念が登場する。しかしその意味するところは「自然目的の概念」と同じである。客観的合目的性の「客観的」とは客観にかかわるから使用されているので、目的論的判断力の分析論(第62節～第68節)（A271-310/C439-462）における形式的合目的性や知性的合目的性

などの概念に対応した概念である。したがって基本的には自然目的の概念と同じと考えられる。そしてさらにつけ加えるならば、「目的論の原理」とはこの自然目的の概念や自然の客観的合目的性の概念の背後にある基本的原理ということになる。そしてこの目的論の原理が主観的に原理であるとする根拠がなにかが今、問われているのである。カントはここで第74節、第75節という二つの節をとおして、二段階にわけて説明していく。

第74節の表題は「自然の技巧の概念を定論的〔独断的〕に論じることが不可能であることの原因は自然目的が説明不可能だからである」。「自然の技巧の概念」とは基本的に自然目的の概念と同じで、自然の概念のうちに意図的原因性を含めようとする考え方である。したがって、この節で自然目的が説明不可能であるとは、この概念そのものが客観性のあるものではないとの説明につぎ。カントの論法は次のとおりである。自然目的の概念を定論的〔独断的〕に使用するためには、この概念の客観的実在性をあらかじめ保証しておかなければならない。ところがこの自然目的の概念は、経験において与えられたある種の諸条件の下でのみ可能な概念であるが、経験から抽象された概念ではない (A330/C474)。解釈していえばこの概念は諸認識(諸経験)をふまえて、そのうえで出てくる概念であって、認識(あるいは経験)そのものものを作りあげているような概念ではない。カント的ないい方をすれば、第一批判の悟性でとり扱ったような、カテゴリーに基づく客観的認識ではないのである。それら諸認識をふまえたのちに出てくる理性による概念なのである。したがって、この概念は規定的判断力による構成的概念でなく、理性によるたんなる統制的概念でしかないのである。とするならばこの概念は客観的実在性の観点からみれば、定論的〔独断的〕に基礎づけられない。また理性による概念であるとしても、それが客観的に空虚な概念であるのか、認識を根拠づけるような理性概念なのかもわからない。つまり自然目的の概念はそれが理性概念であるとしても、その客観的実在性との観点からは理性によって全く証明されないということを意味する。とするとするならば、あの自然の諸物を、自然目的として考察するとはどういうことになるのか。自然の諸物は自然目的として考察するにしても、そのためにある意図にしたがう原因性を必要とするかどうかも決定されないし、そればかりか、そのことを問うこともできない (A330-331/C474-475) ということになってしまう。いいかえれば自然目的の概念に重要な役割を果たすと思われる理性の原理そのものが非常に不安定なものになってしまう。それはなにが原因かという、あくまでも自然の諸物を理性によって客観的実在性との観点から説明しようとするところから生じたことである。ここまでのカントの考え方をまとめていけば、自然目的の概念は経験や認識そのものを成立せしめるようなカテゴリーのような概念ではないこと、つまり構成的な概念ではないこと、したがって、その概念は客観そのものから直接出てくる概念ではないので、客観的実在性は保障されないこと、カント的な表現でいえば、規定的判断力によって定論的〔独断的〕に使用することは許されないことになる。つまり悟性のレベルでこの概念を考えることは許されない。それでは理性のレベルではどうか。カントの哲学体系からいけば、もと

もと理性には経験や認識を基礎づけられるものはもちあわせていない。せいぜい理性にできることは、諸経験(認識)を整理してまとめあげる機能でしかない。だから理性によって経験を基礎づけるとか、客観的实在性を保障しようとかすること自体、おかしいことなのである。しかしあえて、理性によって考えられる自然目的の概念が客観的实在性の観点から考えられたらどうなるか、との問かけをカントはする。そのときその概念は詭弁的で客観的に空虚な概念なのか、認識を基礎づける理性によって確証された一つの理性概念であるのかどうかわからない (A330/C474) という。さらにカントは以上のことからわかるように自然目的の概念が客観的实在性の観点から、理性によって証明されえないということから、次のことを導き出すのである。すなわち、自然の諸物が自然目的と考えられるならば、その産出のために意図にしたがり原因性を必要とするのかどうかも決定されないばかりか、そのように問うこともできないとしているのである。ここにいたって私たちは、もはや、自然の目的の概念を客観的实在性の観点から、考えることを諦めることが得策のようである。つまり別の道をとること、自然の目的の概念を客観的实在性のある概念とは見ないで、理性によるなにか違った概念とみることに、それは客観にかかわるが、いわばそれを私たちの認識能力が秩序づけるとの意味で、主観的な理性概念と見なすことである。しかしカントの議論はまだ続く。

カントは、自然目的の概念が客観的に保証されたものでないことは、次のことから明かであるという。整理していえば二点あるといえる。まず第一は、自然目的の概念は自然産物の概念として、自然必然性をもっていると同時にまさに同じ事物に関して、また客観対象の形式についてのある偶然性をも含んでいる (A331/C475) ことである。具体的には動植物のような有機的存在者を考えればわかりやすい。すべての動植物に共通してみられるメカニズムによる自然必然の側面と、それら動植物がもつ形態は多種多様、その産出も多種多様で、そのありようは偶然的としかいいようのない側面をもつからである。つまり自然目的の概念は機械論的原理によって説明される部分と、全くそれでは説明されない部分とをもつ。機械論的原理によって説明される部分は自然必然性を持ち、それ自体客観性をもっている。しかし全く、機械論的原理では説明されない部分(これがまさに有機的存在者の存在者たる特性なのであるが)は偶然的としかいえず、それは客観的ではありえない。いいかえれば客観性の特色である一般性をもちえないのである。自然目的の概念はこのようにメカニズムの原理のように一般性だけでは説明されない偶然性をもつがために、この概念全体としては客観的といえないのである。これは自然全体に関してもいえる。自然の諸認識それ自体は客観的ではあるが、自然全体は統一体として、一つの偶然性にすぎないのである。第二にいえることは、次のことである。自然目的の概念はなにか超感性的なものを根拠としなければならないということである。私たちは、それを「自然の根源的根拠としての存在者」とか「根源的存在者というある悟性」とかといういい方をしてきたが、それを根拠としないかぎり自然目的の概念は説明されえない。ところで、自然をある目的へとむかわせるものとしてのこ

のような根拠そのものを、私たちは認識することはできない。もともと超感性的なものなのであるから認識不可能なのである。つまり自然の目的の概念は、このような説明不可能な根拠をもつ
のだから、客観的な概念というわけにはいかない。

自然目的の概念がそのような概念であるなら、その概念を客観的実在性の観点から考えることをやめたら、と私たちは思う。しかしカントは、あくまでもその概念を客観的実在性の観点からみて、どのような矛盾がでてくるかを見極めようとする。カントの追求はさらに続く。カントの哲学体験からいえば理性は、経験(認識)を構成するものではないから、理性の働きそのものから、客観性は保証されえない。しかし理性の内在的使用においては若干の客観性が保障されるのである。理性の内在的使用とは、諸認識をふまえての理性の働きであって、諸認識そのものが客観性をもつかぎりにおいて、なんらかの客観性が保障されるのである。それでは理性の内在的使用による自然目的の概念はどうか。カントの考え方は次のとおりである。たとえその概念が理性の内在的使用であっても、規定的判断力にとっては過度*überschwenglich*であるから、その概念に客観的実在性は与えられないとする。過度とは、規定的判断力の能力を超えていて、悟性はその問題に答えられないことを意味する。この場合もちろん、自然目的の概念がその説明根拠として根源的存在者といったような超感性的なものを含んでいるからである。以上のことからカントは次のような一つの結論を導き出す。「だから、ここから理解されることは、自然目的の概念の定論的〔独断的〕取り扱いにとって、そして、目的因によって関連づけられた一つの全体としての自然の概念の定論的〔独断的〕取り扱いにとって、つねに計画されるどのような体系も、なにかあることを客観的に肯定的に決定することもできなければ、客観的に否定的にも決定できない、ということである」^(A331-332)_{C475}。より簡単にいえば、自然目的の概念を含む体系は、あるいは目的論の原理によってどんな体系が与えられたとしても、それは客観的には肯定も否定もできない体系でしかないということである。理由はすでに述べたことの繰返しになる。理性による自然目的の概念は蓋然的な概念であって、客観的に保障されたものではないこと、また経験においては私たちに与えられないある存在者の概念、自然の根源的根拠としての存在者の概念を含むからである。そのような存在者の概念は自然目的の概念を考えるうえで矛盾なく考えられるという利点はあるが、客観的実在性がそれによって保障されうるものではないのである。以上私たちはカントの議論にしたがって、自然目的の概念を客観的実在性の観点から、見たらどのようなことが導びかれるかを見てきた。そのことによって自然目的の概念のもつ特色を、消極的な仕方で見えてきたわけである。今や私たちは議論を第75節に移して、自然目的の概念〔自然の客観的合目的性の概念〕の積極的な解明と、アンチノミーの実質的な解決へと向かおうと思う。それは、今までここで述べられてきたことの裏返しの主張がなされるだろう。そのカントの論法を要約して述べれば、次のようになる。今までは客観の立場で消極的ではあるが自然目的の概念のもつ特性が述べられた。今度は立場をかえて、この概念が主観的な概念とするならば、どのようなことが特性

としていえるのかが問われるのである。

第75節の冒頭は、規定的判断力による客観的原則と反省的判断力による主観的原則との相違を述べることから始める。カントは次のようにいう。

(1)私が、自然のある種の諸物の産出が、あるいは総体的な自然の産出が意図にしたがって働くように、自分を規定しているある原因によってのみ可能である、というとき、

(2)私が、そうした諸物の産出と総体的な自然の産出の可能に関して、私の認識能力の固有な性質にしたがえば、意図にしたがって作用するある原因を考える以外に判断することはできない、したがって悟性の原因性との類比にしたがって生産的であるような、ある存在者を考える以外に判断することができない、というとき、

この(1)と(2)のいい方は全く別ものであるという。(1)の場合には、私は客観に関してなにかを決定しようと思ひ、その想定された概念〔自然目的の概念、あるいは自然の客観的合目的性の概念〕の客観的実在性を証明しようとしている。(2)の場合においては、私の認識能力に応じて〔能力の限界にしたがって〕、理性は私の認識諸能力の使用を限定しているからであるという。ここでまず注意しておきたいことは、自然目的の概念のもとに、自然のある種の諸物ということによって動植物を含めた有機的存在者と同時に、総体的に自然ということによって、総括としての自然(自然全体)、自然の統一をも考えられていることである。したがって(1)、(2)で述べられていることは、自然目的の概念を(1)が客観的に保障されたものとしての言明であるのに対して、(2)は私たちの認識能力の特性から、あるいは限界から、自然目的の概念を主観的原理にしたがった言明である、とカントはいうのである。事実カントは、(1)の原理が規定的判断力にとっての一つの客観的原則であり、(2)の原理がたんに反省的判断力にとって、一つの主観的原則、したがってこの判断力による一つの格率であるとしている(以上^{A333-334}_{C476})。すでに前節の第74節で、私たちは自然目的の概念が客観的には保障されないことをカントが詳しく論じるのを見てきた。だから私たちのとるべき道は(2)の原理にしたがう以外にないことは明白である。とすると(2)の原則にしたがうことにより、どのようなことが帰結するのか、カントの議論のすすめ方にしたがって述べよう。

ここでカントの議論のすすめ方にしたがうものの、カントの1つの結論に言及しておこう。というのはカントの議論は一見、繰返しがあまりにも多いとの印象をうける。それもよく読んでみると、必要な議論であるようだ。しかし他面、カントの論究の徹底性のために、どこに議論の主眼点があるのかを見失う危険性がある。ここであえて結論とでもいうべきものを述べておく理由である。これからの議論の前半は、次の結論を導くためのものと解することができる。それは、自然目的の概念〔あるいは自然の客観的合目的性の概念〕は反省的判断力による主観的原則に基づくものである、ということである。ここで「反省的判断力による」とは、自然における目的を意図的なものとして観察するのではなくて、有機的存在者に対して、目的という概念を一つの導

きの糸として思考するだけである、との意味である。そして、それが「主観的原則に基づく」とは(同じことなのだが)客観的に自然がそのような目的をもっていると考えたのではないこと、つまり人間の認識する側の主観に、その概念の根拠があると考えることである。以下のこの結論を頭において、議論の前半を解明する。

まずカントが指摘することは、私たちが有機的な諸物を継続的に観察していくとき、どうしても自然の根底に意図という概念を置く必要があるということである。動植物に見られる有機体の形態を探求するときに、意図というこの概念は一つの必然的な格率ですらある。この格率をとおして、有機的な存在者の姿が明らかになるからである。とすると、自然の全体についても同様にこの格率にしたがって探求がこころみられなくてはならない。しかし動植物のような有機的な諸物と、自然全体との間には一つの相違がある。たしかに自然の全体にとってあの格率は有用ではあるが、不可欠ではない。なぜなら自然全体は私たちに直接的に、有機的なものとして与えられているわけではないからである。それに対して有機的な諸物は動植物に見られるように、それぞれが全体として直接的に与えられている。したがって、有機的諸物に対してはあの格率は不可欠なのである。

ところで動植物のような有機的諸物がそれぞれそのような形態をもっているということは、すでに述べたように、偶然性以外のなにものでもない。とすると、自然全体もそれが有機的諸物のように考えるならば、一つの偶然性ではあるまいか。カントは次のように答える。たとえば動植物の有機的諸物がそのように現存し、そのような形態をもっているということは偶然性の概念と固く結びついている。ところで自然全体も一つの偶然性である。というのは動植物のような有機的諸物がそのように現存し、そのような形態をもっていることを偶然性によって説明されるのと同じように、その有機的諸物の偶然性から、世界全体〔自然全体〕の偶然が説明されるからである。つまり世界全体の偶然性の根拠は、有機的諸物の現存と形態における偶然性を根拠に証明されるというのである。とするとそのような世界全体の偶然性を偶然性なきしめる証明根拠として、有機的な諸物の場合と同じように、世界の外に存在するある悟性をもった存在が、証明の根拠として必要になってくる。これは常識からいっても、また哲学者にとっても、これが考えられる唯一の証明の根拠となる。とするならば、目的論を諸探求の解決として担っている学が神学であるとするならば、それらの解決は神学以外にはないということになる(以上^{A335}_{C477})。

ところで神学はなにを証明するだろうか。たとえばそうした悟性的な存在者が現存することを証明するだろうか。カントの答えはこうである。そうではない。意図的に作用する最高の原因としての悟性的な存在者を考えることがないならば、私たちの認識能力の性質にしたがえば、そのような原因と経験を結びつけて、そのような世界の可能性を私たちは理解することはできない、ということ以上のなにものでもない(^{A335}_{C477})という。もちろんこれはある悟性的な存在者が存在することを客観的に証明したということではない。ただ主観的にのみ、説明したにすぎない。

いいかえれば、自然の目的といったものは、そのような悟性的な存在者なしには考えられないということを述べているにすぎない。ここでカントがいたいのは、自然の目的の概念が悟性的な存在者の現存と不可分に結びついていること、しかしその存在は客観的に証明されたものではないのだから、主観的原理として述べられているだけであるということなのである。

しかしカントの議論はここで終らない。もしこれが客観的に証明されたものとするとうどうなるのか、と議論を続ける。カントは諸難問にとらわれるとしている。たとえば、そのためには「世界における有機的存在者は意図的に作用する原因による以外には可能ではない」(A336/C478) という命題が置かれなければならない。すると私たちは有機的存在者を考えるさいに、必然的に出てくる意図的に作用する原因から、さらに客観的にある悟性的な存在者を主張することになる。しかし実際にこのことを主張しつづけることはできない。なぜならば、もともと私たちは自然における目的を意図的なものとして観察するのではなくて、有機的存在者に対して、目的という概念を一つの導きの糸として思考するだけなのである。だから自然における目的が客観をとおして私たちに与えられているわけではないからである。したがって、もし客観的に証明されたとなると、神といったもの(悟性的存在者)が存在することになってしまう。自然目的の概念あるいは自然の客観的合目的性は反省的判断力による主観的原則に基づくものと考えられているだけなのである。すなわち、私たちの認識能力という主観的な立場から次のようにしかいえない。自然目的の概念〔自然の客観的合目的性の概念〕はこれが主観的原則に基づくのであるから、ある悟性的原因としての神といったものが客観的に存在することにはならない。ただ多くの自然物〔自然全体を含めて〕うちに合目的性を考えようとするときには、なんらかの悟性的原因(神)といったものを想定しないでは全く考えることはできないということ、合目的性の概念はそのような原因性と強力に結びついた概念であるということである(A336-337/C478)。このことによって、私は今やアンチノミーの実質的な解決が実現したのを見る。自然目的〔客観的合目的性〕の概念を本質的に客観的な概念とみるとき私たちはアンチノミーに陥いる。そこで私たちの解決は、この概念の本質を主観的原理とすることであった。そのことによって、この概念に避けがたく結びついている悟性的原因〔神〕の客観性を主張することはできなかつた。しかしそのような悟性的原因を想定することはできるのであり、またそれを考えないことには自然目的〔客観的合目的性〕の概念は成立しない。それはなにを意味するのか。それは、有機的諸物であろうと自然全体であろうとも、自然における目的を意図的なものとして観察するのではなくて、有機的存在者に対して、自然目的〔自然の客観的合目的性〕の概念を一つの導きの糸として思考するだけなのである。やや結論を先き取りしていえば、自然目的〔自然の客観的合目的性〕の概念をもとに、種々の客観的認識を関連づけていく限り、これは発見的原理ともなる。その場合、自然全体に関しては、この概念のもとに自然に関する諸認識はすべて従属することになり、有機的な諸物においては、それぞれの有機的な種の形態に関する機械論的認識が、この概念のもとに従属することになる。いわば一つ

の導きの糸として機能するこの概念によって得られる認識は、その本質からいって客観的認識とはいえない。しかし、なんらかの認識を与えてくれるものであり、それなりの価値を認めていこうというのがカントの考え方なのである。カントの用語法にしたがえば、以上がこの自然目的の概念が反省的判断力による主観的原則に基づくされる理由である。しかしカントの議論はこれで終らない。第75節の最後の段落は、さらに自然目的〔自然の客観的合目的性〕の概念が、主観的原則に基づいているということにより、どのようなことが帰結するかを論究するのである。このことはこの概念が主観的原則に基づくとする考え方を、補強する意味あいをもつので、ややくどくどしくなるが、ここで述べておこう。

カントの問題の提示の仕方は次のとおりである。以上のような解決が、私たちの理性の思弁的使用ならびに実践的使用にとって満足のいくものであるとするならば、次のことが知りたいと思う。自然目的〔あるいは合目的性〕を理解するためには、どうしても世界〔自然全体〕を或る悟性的原因(ある神)の産物と考える以外に全く思考することができないとの命題において、この或る悟性的存在者を客観的根拠から証明することができないということによって、何が私たちから失われたのか、を知りたいという。簡単に結論をいえば、私たちの認識能力からいって、そうせざるを得なかったのだということに尽きる。以下それに関するカントの議論を述べる。

まずカントは全く確実なこととして次のようにいう。有機的存在者とその内的な仕組みを知るためには、機械的な諸原理だけでは不十分であって、それだけでは説明されない、とは確実なこと。さらにカントは次のことも確実だという。つまり将来ニュートンのような人が現われて、一本の草の茎の産出さえも機械論的諸法則で証明するだろう、との見込みを立てたり、希望をもったりするだけでも、人間にとって馬鹿げたことであり、このような考えをもつことは人間には許されていないとするのである。だからといって、私たちがことごとく自然の仕組みを追求することが出来れば、有機的存在者を可能にする十分な根拠が見い出されるので、自然の意図といったものを考えなくても、自然のメカニズムを考えるだけで十分である、という命題は、大胆で、誤った判断である。これは全く私たちの知りえないことで、これは除外できる。とすると、今までのことから云えるのは有機的存在者とその内的な仕組みを知るためには、機械論的諸原理では不十分であるということと、機械論的諸原理だけで十分説明されると考えたり見込みを立てたりすることはできない、という最少限のことがいえただけである。ここからただちに、有機的存在者とその内的仕組みのために、ある悟性的存在者が必要であるとの命題はでてこない。かえって今まで述べたことから明かなことは意図にしたがって行為するある存在者が、世界原因として自然目的と名づけるものの根底にあるかどうかに関して、肯定的にも否定的にも客観的には全く判断することができないということだけである。このまきに客観的には肯定も否定もできないということこそ、主観的原則の立脚点なのである。すなわち、私たちの反省的判断力の格率は、私たちの認識能力から考えて、主観的原理として、主張しようというのは次のことである。私たちはある

悟性的存在者以外に、けしてなにもものあの自然目的の可能性の根底に置くことができないということである。つまり、有機的存在者とその内的仕組みを知るためには、主観的原理としてある悟性的存在者を考えて、はじめて理解されうるものであり、客観的にはそのような悟性的存在者は肯定もできなければ、否定もできないのであるから、逆に主観的にはそのような存在を主張することができる。それは私たちの認識能力の限界がそのようにさせているとカントは考えるのである。前節の第74節の最後において、カントがこのような解決をしたことに関して暗示的すでに述べている。目的の規則にしたがう自然の原因性の概念〔自然目的の概念〕、自然の根源的根拠としてのそうした〔悟性的〕存在者の概念は確かに矛盾なく考えられていること、しかしながら定論的〔独断的〕に規定するためには役立たないこと。というのはそのような概念は経験から引き出されないのだし、その経験の可能性のために必要でもないのだから、その客観的実在性はなにもものによっても保証されえないからである、と述べたあと、次のようにいう。「しかしこのことが保障されたとしても、神的な技術による産物とはっきり申し立てられている諸物を、自然の産物のもとに数え入れることができようか。このような諸物をおのれの諸法則で生み出すことができなかつたことが、まさに自然とはちがった原因を引き合に出すことを必然たらしめたのではなかつたのか。」^(A332-333 / C476) 有機的存在者や自然全体を考えると、カントにいわせれば、それは神的な技術の産物であって、たんなる自然の産物とは考えられない。私たちがそれらを考えるとき、機械論的な原因とはちがった意図的な原因性、あるいはある悟性的存在者といったものを考えなくてはならなかつたのは、それら諸物そのものが、機械論的な説明様式では説明できないという能力のなさがそうさせたのではないか、というのである。カントが有機的存在者を反省的判断力による主観的原理による説明様式をとるにいたった背景には、そのようなカントの思いがあったとみるべきである。

第三章 理論的な統制的原理と実践的な統制的原理

ここで第76節の註解^(A339-344 / C479-483)を取りあげる。カントがここで述べているのは、自然目的〔自然の客観的合目的性〕の概念を含めて、統制的原理が一般についてまず述べ、結論として、その概念が、反省的判断力による主観的原則によって解決されるということである。それは、それでこれまでの議論を補強するとの意味で、十分に意義あるものである。しかし、この節が重要であるのは、統制的原理一般そのものがいわば、総括する仕方而言及されている点である。それはカント哲学体系の中で、統制的原理がどのようなものであるかがより明確に示されることになる。したがって、第三章のこの表題のもとに、理論的な統制的原理と実践的な統制的原理の性格を中心に、その違いと共通点を指摘し、最後に理論的統制的原理の一つとしての目的論の原理に言及したい。

カントはこの節の冒頭で、ここでの論述が今まで述べられたことを証明しようという仕方ではなくて、挿話的に述べられるだけであるとしている。事実、カントは「可能性と現実性」の問題から、統制的原理一般の問題へと議論をすすめ、誤解を避けるためにあらかじめ指摘しておくならば、カントの「可能性と現実性」の問題は、直観と悟性との関係であり、統制的原理は基本的には理性のみにかかわる。統制的原理の内在的使用は、諸認識を含むから厳密な意味では直観と悟性と理性に関係するが、統制的原理の基本的性格としては理性なのである。したがって、「可能性と現実性」の問題と統制的原理の問題とは、基本的にレベルを異にすることを御記憶願いたい。しかしカントの、ここでの論述は悟性と理性の区分から話をはじめているから、この「可能性と現実性」の問題が出て来るのは仕方のないことかもしれない。

カントはまずカント哲学の基本概念「悟性」と「理性」の性格づけから始める。しかし「悟性」「理性」そのものの性格に関してはすでにカントは第一批判で詳しく述べているので、ここではあくまでも「悟性」と「理性」とのかかわり合いの中での、それぞれの性格を述べることにする。「理性」はまず原理の能力であること、そのもっとも極度の要求においては無条件的なものに向う。それは対して「悟性」が理性に役立つのは常に、与えられなければならないある条件のもとにおいてのみである、という。「与えられなければならないある条件の下において」とは、悟性が構成的原理として、カテゴリーとして機能するためには、まず直観が与えられなければならないことを意味する。ところで客観的実在性が与えられるには違いない、この悟性の概念がない場合、理性はどうなるか。カントは次のようにいう。理性は客観的に(総合的に)判断することは全くできないこと、そして、理性は理論的理性として、それだけでは構成的諸原理を含まず、ただ統制的原理を含むだけであるという。ここに理性の基本的性格が示される。つまり理性は構成的諸原理ではなくて、統制的諸原理を含むだけなのである。これはたとえ、悟性の概念を諸認識として理性が含んだ場合でも、基本的には理性は統制的原理として機能するのである。ただこのときは、悟性の概念はそれ自身、諸認識として客観的実在性をもっているから、理性は全体として統制的原理として、たんに神のような無条件的なものにむかうのではなくて、ある種の客観的実在性を含んでいることになる。これが統制的原理の内在的使用である。それでは悟性を伴わないときの理性はどうなるのか。カントは、理性が過度なものとなり、根拠づけられた理念のうちに、統制的原理としてあらわれる、という。理性はそれ自体としては無条件的なものにむかう、という性格をもっているのである。ただ内在的使用のときには、理性は諸認識をふまえるから、感覚による直観の制限を間接的に受けることになる。いい換えればそのようなものとして以外に考えることはできないし、またそのように考えられなければならないといった条件によって制限されるのである。とはいうものの理性は、極端な場合には無条件的なもの(たとえば神のようなもの)に向うところに、その本質があるのであるから、理性による判断の根拠が客観のうちにあると主張することはできないのである (A339-340 / C479-480)。たとえ、理性による内在的使用であっても、そ

のように主張できない。カントはさらに実例をあげて説明しようとするが、それにはあまりにも多くの重要性和困難をとまなうとして、それ以上述べることを差しひかえている。そして次に「可能性と現実性」の問題をカントは取りあげる。それはすでに述べたように「可能性と現実性」の問題と統制的原理の問題とはカント哲学の体系からいえば、レベルを異にする事柄なのである。しかし、このことを論じながら統制的原理の本質にせまろうというのが、カントの主旨と思われるので、ここでその問題を省略することはできない。しかしすでにこのことに関して、別のところで詳しく述べているので要点のみを記す。

ある事物が現実的に存在するのか、それとも可能的に存在するのか(諸物の現実性と可能性)の問題はカント哲学の体系上、はっきり区分されるべきものであった。それは第一批判で、解決済みのことなのであるが、ここで簡略化のためにやや形式的に述べておく。可能的な存在とは人間の能力としての悟性だけにかかわり、その悟性とは概念の働きである。それに対して、あるものが現実存在するとは、悟性のこの概念に対応する感性的直観との結合によって生じる。逆にいえば、可能的存在とは具体的で、個別的なその感性的直観を欠くことを意味する。したがって、可能なものと現実的なものを区別することは常識的にいえば、簡単である。可能なものの存在とはある物の表象を概念としてもつこと、一般的には思考する能力である悟性のうちに観念としてもつことである。他方、現実的なものの存在とは、その物を具体的に直観的にこのものとして、その物自身において(つまり概念の外に)置くことを意味する。しかし、このような常識的な表現は、認識論的には難点を含む。問題はそもそも概念の外とか内とかということ自体が問題になっているからである。つまり可能的存在も現実的存在もそれが表象として現われるかぎり、簡単に区別できないのである。カント自身の解決は(第一批判で明確に述べられているのだが)、まず悟性と感性的直観を区分すること、さらに感性的直観にうちに純粹直観としての空間を考え、その空間の働きに表象そのものの空間関係ばかりでなく、外とか内とかを区分する機能をもたせるのである。したがって、ある物の可能性と現実性の問題は人間能力の二つの異質な機能、悟性と感性的直観とを区分したことに基本的解決がなされているといえる。しかしカントは次のようにいう。可能的なものとは現実的なものの区分は人間悟性にとってはまだ主観的に妥当するような区分でしかない。すなわち、あるものが存在していなくても私たちはそのあるものを概念として、思想のうちにもちつづけることができるし、逆にそれについての概念をもたないのに、あるものを与えられたものとして表象することもできる。だから「物は現実的に存在しなくても可能的に存在する」という命題、そして「たんなる可能性から現実性へと全く推論されることはない」という命題は人間性にとって全く正しい命題なのである。しかしそれだからといって、あるものの可能性と現実性の区分は物自身にあるということを証明しない。なぜかというところのような帰結を物自身から引きだせないからである (A340/C481) という。だからすでに述べたように、カントのこの問題の解決は、その区分はまさにその表象を受取る認識能力にあること、つまり主観にあるの

だから主観的に妥当する区分でしかないとするのである。ここにカント哲学の基本的な特色がある。そして、それが「ある絶対的に必然的な存在者の概念」der Begriff eines absolutnotwendigen Wesens (A341/C481) といった理性概念になると、さらにその傾向は強まる。客観的对象そのものからではなくて、認識能力の主観性から、このような理性概念が考えられたとするのである。ここではもはや、ある存在の現実性や可能性といった悟性のレベルの問題ではなく、理性のレベルの問題になる。つまり、ある絶対的に必然的な存在者の概念とは統制的原理の基づく概念なのである。以下統制的原理に問題に話を移していく。

この「ある絶対的に必然的な存在者の概念」に関して、カントは次のようにいう。まず第一に、「一つのなくてならぬ理性理念」eine unentbehrliche Vernunftidee、ではあるが、しかし「人間的な悟性にとっては達成することのできない一つの蓋然的概念」ein für den menschlichen Verstand unerreichbarer, problematischer Begriff (A341/C481) という。この絶対的に必然的な存在者という概念は少くとも、カント哲学にとっては、なくてはならぬ概念なのである。それにも拘らず、それは経験から獲得されたといった客観的概念ではない。カントははっきりと人間的な悟性にとっては達成することができない、蓋然的概念だという。客観的な概念でもなく、それは蓋然的な概念でしかないのに、カントはなくてはならぬ概念だとする。カントはそれが、客観対象から出てくるものではなく、あるいは経験から得られたものでもないかぎりにおいて、理性理念とみなし、あるいは理性概念とみる。ということは次のことを意味する。カント哲学にとって経験によって保障されたものではないにもかかわらず、このような理性概念が不可欠であるということである。結論をやや先取りして、ここでその意味するところのことをごく簡単に述べておこう。のちに言及する実践理性における「自由」はそういった理性概念の1つであり、また、目的論の原理は、絶対的に必然的な存在者を結びつくかぎり、そうした理性概念を必要とするのである。とするならば、このような理性概念の本質はなにか。そうした理性概念が客観的に保障されたものではないとするならば、そのような理性概念はどのようなものなのか。カントが第二に述べるのは、そのことに関してである。この理性概念は、客観対象から出てくるのではないから、そのような存在者にかかわるものでないこと、それは私たちの諸認識能力の特有の性質に基づくものとする。カントはのちにそれを主観的原理とするが、その内容はこうである。この理性概念は客観対象そのものから出て来るのではないのだから、悟性の概念とは違ったものである。したがって、前述のある物に関する現実性と可能性といった問題には直接かかわりをもつことはない。ある物の現実性と可能性とはあくまでも悟性概念だけにかかわる問題だからである。だからカントは悟性が理性概念をとり扱うことは不可能であること、より正確に言えば、悟性にとって理性概念をとり扱うことは過度であるüberschwenglichといっている (A342/C482)。悟性概念が依拠するのは基本的に客観である。それに対して理性概念は客観に基づくものでないとすると、それは何に依拠するのか。カントは次のようにいう。このように客観の認識が悟性の能力を超えていると

ころでは、私たちはすべての客観を私たちの(人間的な)自然的本性に必然的に結びつけている、その能力を行使するさいの、主観的な諸条件にしたがって思考するという格率が常にあてはまるという。そしてさらに、そのような仕方ではなされる諸判断は客観をその性質どおりに規定する構成的原理といったものではなく、統制的原理である。つまり、その行使において、内在的で、確実な、人間的意図に適合した諸原理であるだろうと語っている (A342/C482)。ここで内在的 immanent とは理性概念が悟性による諸認識をふまえての概念であること、したがって経験的諸認識と間接的に結びつき、かつ、その制限のもとで成立する理性概念であることを意味する。そして確実な sicher とは、客観の性質に基づくとの意味での確実なものではなく、いわばその原理を前提するとの意味での確実さなのである。したがって、カントが述べようということは、理性概念が依拠するところのものは、人間的意図に適合した諸原理であって、それは客観の性質そのものにしたがって出て来るような諸原理ではないということである。理性のもつ主観的諸条件にしたがった原理なのである。では具体的にそれは何か。目的論の原理がそのような原理であり、次に述べる実践的な統制的原理としての「自由」はそのような理性概念なのである。ここで実践的な統制的原理の一般的性格の問題に移ろう。

ここでの実践的な統制的原理に関するカントの議論 (A342-343/C482-483) は難解なので、ほぼカントの叙述にしたがって解釈し、かつ補足しながら論述する。そして最後にその要約を付すことにしよう。自然の理論的考察においては、根源的根拠としての「絶対的で必然的な存在者」を想定しなければならなかった。それと同様に、実践的考察においても理性が道徳というものを考えるときに、無条件的原因性として自由を前提しないわけにはいかなかった。なぜなら行為の動機としての自由が存在しなかったのなら、道徳的な責任、善悪はけして問われることがないからである。実際ここでのカントの設問の仕方はこうである。行為の実践において、もしカントの主張に反して、義務としての行為の客観的必然性が、自由のうちになくて、その根拠が自然のうちにあるとしたらどうなるのか、である。カントはそれに対して次のように答える。義務としての行為の客観的必然性が、自然のうちにあって、自由になかったとすると、義務として行われた行為の結果である客観的必然性と、義務としてある行為がなされなかったときの客観的必然性とは対立が生じるのではないか、という。しかし現実にはある行為がなされようとも、なされないとしてもただ一つの仕方では自然において客観的必然性は現われないから、次のようなことが生ずることになる。道徳的に端的に必然的な行為 die moralisch-schlechthin-notwendige Handlung (いいかえれば、道徳的にある行為がなされて、それが現実に自然の出来事の系列として現われたとすると)は、物理的には全く偶然的なものに見なされる、という。道徳的に端的に必然的な行為が行われたとしても、それが現実に自然の出来事として現われる客観的必然性は、その行為とは無関係に存在することになる。あるいは関係したとしても、偶然的にかかわりを持ち、たまたまそのように、現実には自然の出来事として現われたというにすぎないというわけである。カントは

偶然的なものと見なされることをまた次のように表現する。道徳的行為によって必然的に生起すべきことが、それにもかかわらず、たびたび生起しないということが生じるというのである。そこではもちろん行為の善悪は問われないことになる。これは道徳的行為の原因が自由にあるのではなく、自然のうちにあるとすることから帰結することである。ここからカントの反論が始まる。それだから以上のことから、次のことが明かになるとする。まず第一に道徳的な諸法則は命令として、表わされなければならないこと、いいかえれば、道徳的法則に適った行為は義務として考えられなければならないこと、第二には理性はこの必然性のある存在ein Sein(geschehen 生起すること)によっていいあらわさせるのではなくて、存在・当為Sein-Sollenによって表現されなければならないということ、そしてこの二つのことから明かになることは、これが私たちの実践的能力の主観的性質に起因しているということである。「私たちの実践的能力の主観的性質」とは個々人の行為の動機が個々人の判断にゆだねられていること、その行為の動機が理性にあるとするならば、その理性にもとづく行為の結果は、善悪の判断にさらされていることを意味する。そのとき、もはや、ある行為の原因が自然のうちにあるということとはできない。行為の結果は偶然的なものとなり、そこでは善悪は問われようもないことだからである。したがってある行為の原因は自由にあるとしなければならない。これは道徳的な諸法則は命令として、あるいはこの法則に適った行為は義務として考えること、理性はその必然性を存在(生起)によってではなく、存在・当為によって表現されなければならない、ということと関連する。一言でいえば、自由の領域として可想界を考えることである。理念として自由という無条件的原因性を設定することが必要になってくるのである。カントはひき続き次のようにいう。もし理性が感性なしに、すなわち理性を自然の対象へと適用することがないならば、以上のこと〔自由を根拠に、道徳的諸法則が命令として表象され、義務として実践され、ある行為の結果が現実に現われること〕はおこりえないだろう。そしてそのとき当為と行為との間にはなんの区別もなく、また実践的理性と理論的理性との間にどんな区別も生じないことになるだろう (A343/C482) としている。このところはカントのこの問題に関する解決を繰返し、かつ、要約して述べているところで重要である。やや補足を加えて述べておく。

実践理性における自由の問題は、基本的には『純粋理性批判』の第三アンチノミーでその解決が示されている。そして『実践理性批判』はその問題の解決をふまえての議論であることは当然である。以下、第三アンチノミーの実践理性における「自由」の問題に関するカントによる解決を簡単に述べておく。詳しくは拙論^③を参照して欲しい。

ここで自由とは具体的には行為をするさいに選択する自由があることを意味する。そして選択された行為の結果が現実の世界に現われると考える。カントの主張の特色は、その行為の選択の自由があるところを可想界とし、その行為の結果が現われる現実世界を現象界として二分するところにある。つまり、ある行為が道徳的に評価されるためには、その行為の決定される領域であ

る可想界とそれが現実にあられる現象界の二つの世界にわたって首尾一貫したものとして考慮されていることである。なぜなら、ある人の行為が私たちに知られるのは、行為の結果としての現象界であり、行為の動機としての意志(理性)は全く未知のままにあるからである。現象界の側からいえば、その行為の結果は因果法則の系列に変化を与えるものとして現われ、以降その変化を受けた系列が継続しつづける。たとえば、ある人による放火で一軒の家が焼失したとすれば、変化を受けない因果法則の系列においては放火は行われず、火事は発生せず、家は今まで同様に存続する。しかし放火が行われれば、おそらく消防団による消火活動、野次馬、一軒の焼失、取り片付け跡の更地、ひょっとするとビルの建設といった一連の因果系列が展開される。この新しい系列は放火を原因とする系列であり、つきつめれば、放火した人間の意志決定が原因となる。この人は放火をしたが、放火をしないこともできたはずである。そこに行為の選択の自由があるとみる。そしてこの自由があるということこそ、その行為が道徳的に判定することのできる根拠であり、カントはそれを可想界に設定したわけである。(上記のたとえば、説明のために単純化された私による補足である。カント自身は、ある人が悪意ある嘘をつくことによって、或る種の混乱を社会にひきおこしたとの例を挙げている。そこにおいて、動因として、たとえば悪い教育、悪いつき合い仲間、その他彼の気質が考えられるが、基本的には彼そのものに責務があると考え)。可想界と現象界の関係は以上のように、ある行為者の意志決定(自由を根拠とするもので、したがって、他人によって強制された行為はこれに入らない)は可想界であり、その意志決定の結果は新しい因果系列を形成するものとして、現象界に現われるわけである。上記においてカントが実践的能力の主観的な性質に由来することは明かであるとし、道徳的諸法則は命令として表象されなければならないこと、またその法則に適った行為が義務として考えられなければならないといったのは、この可想界における「自由」を根拠にして、道徳的行為を判定することができるとの観点からいわれているのである。したがって、そこにおける理性の必然性とは客観存在そのものの性質に由来する存在(あるいは生起)といった必然性とはちがって、命令としての、いわば当為による必然性である。つまり可想界における意志決定より生ずる必然性である。そして、その行為の結果は現象界の因果系列の一部に変化を与え、突然、現象界に新しい因果系列を生み出すという仕方で現われる。だから実践理性において、可想界と現象界の区分はカントにとって基本的前提となる。もしこの区分をなくしてしまったのなら、当為と行為の結果との間になんの区別もなくなり、私たちにあって可能的であるところのものについての実践的法則(カントによれば、これは可想界)と私たちにあって現実的であるものについての理論的法則(これは現象界に相当する)との間になんの区別もなくなってしまうことになる、というわけである。しかしここで大切なことを繰り返し述べるならば、少なくともある行為が道徳的に判定されるものであるかぎり、現象界だけでは説明できないこと、現象界の外に可想界を考えることが不可欠であるというのがカントの主張である。つまりある行為は可想界と現象界にまたがるものとして、はじめて首

尾一貫して説明されるのである。以上が補足しておきたい事柄であった。とするならば、実践理性において、このように可想界を設定するということ(これはカントの理論によれば基本的には統制的原理の働きによるものであるが)は、どのような意義をもつものなのであろうか。

カントは次のように考える。この可想界における「自由」は、私たちにとって一つの過度な概念 (A343/C483) である。したがって客観とその客観的实在性が派生し、客観そのものを概念化するものとして機能する構成的原理として役立つものではない。そればかりか私たちにとって過度の概念であるから、その「自由」の性質を客観的に規定することもできない。それにもかかわらず、カントは可想界にこの「自由」を設定することが十分に意義あるもの、とするのである。すなわち、私たちにとって、また感性界と関連しあっているすべての理性的存在者にとって、その「自由」を私たちが表象することができるかぎり、一つの一般的な統制的原理として役立つ、とカントはいう。さらにいえば、この統制的原理は「自由」の性質を客観的に規定することはないけれども、それにもかかわらず、あたかもこのことがそこから生じるかのように機能して、かなりの妥当性をもって、あの「自由」の理念にしたがって、あらゆる人々に行為の規則を命令たらしめるとの利点をもつ、というのである。つまり、よりくだいていえば、私たちが自由を感じ、ある行為をなして、現実にとことなそうとする理性的な人間にとって、この統制的原理は十分に意義あるものであること、また、あの「自由」の理念に基づいてあらゆる人々に道徳法則を命令としてあるいは義務として実行させるとの効用をもつ、というわけである。

以上のことから、カントの実践的な統制的原理に関して要約しておこう。理論的な統制的原理においては、統制的原理の一般的な特色がおおまかに述べられ、実践的な統制的原理においては、より具体的なその原理の適用が述べられていることに気づくだろう。すなわち、経験あるいは客観的認識を構成するのに機能する悟性にとって、過度な概念とは、理論的な統制的原理においては「ある絶対的に必然的な存在者の概念」と抽象的にいわれたにすぎない。しかし悟性にとっては過度な概念であるから、その観点から「人間的な悟性にとっては達成することができない、一つの蓋然的概念」といわれているにすぎない。ここで「蓋然的」とは経験的に、あるいは客観的に保障された概念でないことを意味する。確かに悟性にとってこの概念は到達することのできない概念ではあるが、それでは必要のない概念なのかというところではない。ものごとを考え、つきつめていくとどうしてもこのような概念が必要となってくるのである。だからカントにとって「一つのなくてはならぬ理性理念」である。では実践的な統制的原理において、具体的にそのような概念に相当するものは何か。それが「自由」の概念なのである。私たちが生活し、活動する世界は、カントの用語法にしたがえば現象界である。そこには原因と結果の法則が支配する自然必然の世界である。そこに果して人間の行為の自由はあるのだろうか。カントの考え方はすでに示したように次のとおりである。人間の行為の自由は現象界に限定するかぎり存在しない。人間の行為の自由はかえって現象界の外に、つまり可想界に存在する。そこに於いては行為を決断す

る意志として、理念としての「自由」が存在する。そしてその行為の結果は、現象界に新しい系列を形成するものとして現われる。つまり人間の行為の自由とその行為の結果は、現象界の外に、可想界を考え、可想界から現象界を通して首尾一貫して理解されるものなのである。したがって、可想界における「自由」の理念こそ、道徳的行為を考える根拠であり、人間の行為の「自由」があって、はじめて道徳的評価が下すことができるわけである。このようなカントの考えの背景には、スピノザの決定論がある。スピノザによれば、人間は自由であると思っているが、それは「飛んでいる石」が自分を自由であると思っているのと同じである、と考える。カントの理論は可想界に「自由」の理念をすえることによって、このスピノザの決定論に辛うじて反論を加えていることになるからである。

この章の最後に、理論的な統制的原理の一つとして目的論の原理について述べよう。カントはここで自然のメカニズムに対する自然の技巧 *Technik der Natur*、あるいは自然における目的結合 *Zweckverknüpfung in derselben [der Natur]* といういい方で目的論に言及している。しかもここでは、その特色として、原理の主観性だけが述べられている。しかし今まで述べられたことから、この目的論の原理における「ある絶対的に必然的な存在者の概念」とは何か、あるいは「一つのなくてはならぬ理性思念」とは何か、に関してまず述べておこう。すでに第一章、第二章で述べたことから明らかなように、目的論の原理の背後には、この合目的性を産出するために一つの意図的原因性 *eine absichtliche Kausalität* (A328/C473) が必要であるということであった。カントが目的論による自然説明の諸体系を種々批判したが、そのうちで有神論に意義を認めたのは、この有神論が意図的原因性である、根源的存在者を設定したこと自体、他の諸体系の説明根拠よりすぐれているとしたのであった。ただ有神論がそのような根源的存在者を客観的に存在すると考えることは誤りであるとしたのである。カントの考えはこうである。このような根源的存在者は客観的に存在するとはいえない。もしいえるとするならば悟性によって十分に知りうることなのでなければならない。それは悟性にとって過大な概念ではあるが、理性理念として容認しようというのである。この根源的存在者をカントはいろいろな表現でいう。あるときは「目的にしたがって行為する或る(悟性的な)世界原因の原因性」(A318/C467) といったり、自然全体をある目的に作りあげる「ある建築的悟性」(A317/C467) といったり、自然のメカニズムとは「全く別種の根源的原因性」(A317/C466) といったりする。要するに、自然全体の合目的性、あるいは有機体のもつ合目的性の側面に目をむけるとき、そのような概念を前提にしないわけにいかないとの意味においてである。そしてまた、このような概念を前提すること、あるいは想定することにより、目的論の原理の主観性も帰結するのである。目的論の背後にあり、その概念と離れがたくある目的論の原理は、その根源的存在者の客観性を認めるわけにはいかないのだから、この目的論の原理そのものは、客観的原理であると主張するわけにはいかない。それだからこそカントは、客観性を追求する科学の原理としては目的論の原理を排除する。しかし、この原理を導入することによ

り、ある種の認識を獲得することができることもまた確かである。その限りでこの目的論の原理も認めていこうというわけである。つまり、目的論の原理は基本的に、主観的原理でしかないことを承認したうえで、その有効さをも認めようというわけである。ではこの目的論の原理が主観的原理であるから、客観自身の規定にかかわりのもたない原理であることは当然としても、あたかも客観的原理であるかのように、それを必然的概念である (A344/C483) とするのは何を意味するのか。カントの説明は以下のとおりである。

カントはまず承認されていることとして、次のようにいう。自然のメカニズムと自然の技巧、すなわち自然における目的結合との間になんの区別もない事態になるのは、おそらく判断力が特殊なものに関して、なんの合目的性を認識できないときであり、またどんな規定的判断も下せない場合であろうとしている。それはそのとき、規定的な判断を下すために必要な特殊なものへと包摂する、ある一般的な法則を持たないためであろうとしている。ところでこの特殊なものそのものは、一般的なものに関して、なにか偶然的なものを含んでいる。悟性はこの偶然的なもの(特殊なもの)に規定的な判断を下すことはできなかつた(というのは悟性による規定的判断力は特殊なものを包摂することのできる一般的なものだけに関係したからである)。それに対して理性はこの自然の特殊なものを結合して、ある統一を要求する。つまりこの偶然的なものの結合にある法則を見い出すべく機能する。カントによると、この偶然的なもののそのような法則性が合目的と呼ばれるものなのである。ところでこの場合、この法則性は客観そのものの性質から必然的に導きだされたものではない。すなわち悟性の働きによるものではない。理性がいわば合目的性という原理を導入することによって偶然的なものの結合を可能にさせたというわけである。それだからこそ、この自然の合目的性の概念は客観についての概念をア・プリオリに規定することからでてくるのではなく、逆に合目的性のこの原理をア・プリオリに前提することによって、偶然的なものの結合を可能にさせ、法則性を導き出しているのである。したがって、この原理の必然性は、客観そのものから来る必然性ではなく、この原理を前提することから来る、いわば論理的必然性なのである。これが理性の主観的原理としての統制的原理の特色なのである。しかし以上の説明はなお抽象的である。その詳しい説明は、次の第四章で述べられることになる。

第四章 自然目的の概念を成立させる人間的悟性と二つの原理 (機械論的原理と目的論的原理)の関係

第四章の表題のもとに、目的論の原理の基本的な特色を述べることになる。大きくわけて、二つのことが述べられる。一つは自然目的の概念(すなわち目的論の原理)を成り立たせているものとして、直覚的悟性と反省的判断力が述べられる。反省的判断力は第三批判を貫ぬく基本的な概念で、美感的判断力にも目的論的判断力に共通にみられるものである。しかし、実際には美感的判断力の反省的判断力と目的論的判断力は「反省」という点での共通点をもつが、かなり異な

る側面をももつ。他方、直覚的悟性は自然目的の概念を可能にさせるものとして、ここにのみでてくる概念である。したがって、自然目的の概念を成立させている直覚的悟性とは何か、反省的判断力とはここではどのような意味でいわれているのかが第一に問われる。したがって第四章の表題における人間的悟性とはここでは直覚的悟性と反省的判断力を意味する。第二は、自然目的の概念が具体的に自然全体、あるいは有機的存在者に適用されるわけだが、そのとき、機械論的原理による認識と目的論的原理による認識との関係が重要な問題となる。つきつめれば、機械論的原理と目的論的原理との関係であり、そもそもこの二つの原理は超感性的領域においては同根なのではないかとの間についてもカントの考えが示さることになる。テキストとして第一の問題には第77節 (A344-354 / C484-489) が、第二の問題には第78節 (A354-363 / C489-495) が該当する。まず第一の問題からはじめよう。

ここで注目すべきことは主として有機的物体の認識において機能する一つの直覚的悟性 *intuitiver Verstand* (A347 / C485) の概念である。これは第一批判では登場しなかった新しい概念で、第一批判での悟性の働きを論弁的悟性 *ein diskursiver Verstand* (A347 / C485) と名づけ、これとは区別する。この直覚的悟性はのちに詳しく説明するが、簡単にいえば次のようにいえる。論弁的悟性が一般的なものに目を向け、特殊なもの、偶然的なものを排除したのに対して、直覚的悟性は有機的物体のもつ特殊なもの、偶然的なものを対象としながら「全体の表象」をもつ働きをする。直覚的悟性は偶然的なものに目をむけるとはいえ、多様なものを表象する直観とは別ものである。直観は受容性を本質とするが、直覚的悟性はやはり悟性的一种である限り、悟性の基本的性格である自発性を保持するからである。ところでこの直覚的悟性と特殊なものから一般的なものへとすすむ反省的判断力の働きによって、有機的物体を解明する基本的原理である目的論の原理が導きだされる。したがって、直覚的悟性と反省的判断力は、有機的物体を手がかりに解明された、目的論の原理の認識論的根拠なのである。直覚的悟性と反省的判断力によるこのような説明が成功しているかどうかは別として、有機的物体からいきなり目的論の原理がでてくるのではなく、その背景に認識論的な根拠が考えられたこと、少なくともその論理的な根拠が示されたことは第三批判の分析論にはない、新しい箇所である。以下、カントの論述にしたがって、やや詳しく述べる。

前章で私たちの認識能力のうち、理念にかかわる高次の認識能力に関してその特色を述べた。それは経験から出てくるものではなく、統制的原理としてのみ役立つものであった。自然目的の概念も、そのようなものの一つと考えられるのであるが、この概念は有機体という自然産物(これは自然目的をもつ一つの具体的なものである)は経験のうちに与えられているので、自然の原因性という概念(あるいは目的にしたがって行為するある存在者という概念)は自然目的の理念をその自然目的の構成的原理とさせているように見える。少なくともこのことからいえることは、この点でこの自然目的の理念は他の理念とは違ったものをもっている (A345 / C484) とカントはいうの

である。つまり有機体という自然目的をもったものが具体的に、経験的に与えられているのだから、この自然目的の概念は理念に基づく統制的原理でなく、経験を構成する概念、すなわちカテゴリーではないか、というわけである。少なくともそのような側面を自然目的の概念はもっていることを指摘しているのである。

ところでこの違いの本質は何か。カントはこの自然目的の理念が他の諸理念とはちがって、悟性にとっての理性原理ではなくて、判断力にとっての理性原理であるという (A345/C484)。そしてさらにそれは悟性一般を経験の可能的対象へと適用することであり、しかもその判断が規定的でなく反省的である場合であるという。これは少しずつ明かになることであるが、悟性による諸認識が全体として、たとえばある有機体へと適用されていくことを意味し、反省的とはそのさいに、直覚的悟性と反省的判断力が相互に機能することを意味する。また有機体においてその対象が経験に与えられているが、この対象に関してはこの理念に適合して全く規定的に判断されず、ただこの対象に対して反省されるだけである (A345/C484) とは、さきに述べた「自由」の理念に基づいた実践的な統制原理の場合と比べるならば、より明確になる。道徳的行為は「自由」に基づくとはいえ、その行為の結果は一意的に、一方的に現象界に現われる。有機体においては経験的にその対象の全体像が与えられており、悟性による諸認識はその対象の全体像を作るのに寄与し、またその対象の全体像は合目的性の理念に適合する限り、諸認識の探求に影響を与えるのである。カントによれば、それが直覚的悟性と反省的判断力が相互に機能しあうことになる。

有機体においてはその対象が全体として経験的に与えられているということは、自然全体を有機体とみなすことと、基本的に違うところである。カントは自然全体においては「目的にしたがって行為する或る悟性的な世界原因の原因性」とか「ある建築的悟性」といったものをあくまで理念として設定したのであって、その存在の可能性には全く言及していなかった。ところが、有機体に関しては、そのような存在の可能性の余地のあることに言及しているのである。カントは次のようにいう。判断力が自然の諸物について反省するときに、私たち人間の特有性からでてくることではあるが、「人間的悟性とは別のある可能的悟性についての理念」die Idee von einem anderen möglichen Verstand als dem menschlichen (A345/C484) を根底におかなければならない。有機的存在者は経験的にあるまともあるものとして私たちに与えられているから、有機的存在者に関しては私たちは意図的に産出されたもの、目的として産出されたものとみなさないわけにはいかない。だからといってそのように目的にしたがって産出せしめた、何らかの原因性が現実に存在すると要求するものではないこと。他方、そのように目的にしたがって産出せしめるような、より高次の悟性が、自然のメカニズムのうちにも、自然のそのような産物のうちにも、そのような高次の悟性の可能性の根拠と見いだすことができるかもしれないということを拒否することもできない。すなわち高次の悟性の存在することの可能性の根拠を否定できないとの仕方で、その存在の可能性をカントは残しているのである。

それではカントは、人間的悟性とはちがったより高次の悟性の可能性から、その存在の証明をひき出そうとするのであろうか。そうではない。カントはそのような高次の悟性の存在を証明することはできないと考える。では、どのようにカントは考えていくのか。カントのとり道は次のとおりである。簡単にいえば、有機的存在者が経験的に私たちに与えられていることから、そのような有機的存在者をとらえる、ある種の人間的特有性がある。その人間的特有性とは認識能力の観点からいえば、判断力に対する私たちの悟性へのかかわり合い *das Verhalten* であり、有機体そのもののもつ偶然性(その内的仕組みおよび形態を含めて)は、人間より高次の悟性あるいはある建築的悟性を想定(設定)することにより説明できうるが、そのような悟性的な存在者の存在は証明できない。だからそのような有機体のもつ偶然性をとらえることのできる、人間の認識能力にもとづくある種の悟性を考えることにより解決しようとする (A346/C485)。ところでその人間的悟性のもつ固有性とは、第一批判でとりあつかった悟性、つまり論弁的悟性とは異なる。論弁的悟性は特殊なものを包摂する一般的な概念によって認識をつくりあげる働きをするからであり、これによっては、有機的存在者のもつ偶然性をとらえることはできないからである。またさらにいえば、諸有機的存在者のもつさまざまな偶然性から、さらに一つの共通的徴表(「合目的」という共通的徴表)を求めていくことは、この論弁的悟性のなしうることではない。ここに論弁的悟性とはちがった、一つの直覚的悟性 *ein intuitiver Verstand* (A347/C485) の概念が導入されるのである。ではすでに先にも言及しておいたこの直覚的悟性とはどのようなものであるのか。

カントがそのようないい方をしていないわけではないが、論弁的悟性によって得られた諸認識をどのように組み合わせようとも、ある有機的存在者の概念に到達することはできないということである。なるほど、ある有機的存在者のもつメカニズムの部分は論弁的悟性によって、説明されるだろう。しかし、その有機的存在者のもつ内的関連(全体と諸部分における合目的関連)には決して到達することはできないということである。論弁的悟性が達成することができるのは経験的な諸物までである。カントのいい方にしたがっていえば、論弁的悟性はある産物の原因を認識するときには分析的に、一般的なもの(概念)から特殊なもの(与えられた経験的直観)へと進まなければならない固有性をもっている。だからこの悟性は有機体のもつこの特殊なもの(多様性)に関してなにもものも規定しないという。それに対して、直覚的悟性はこれが直覚的であるがために、総合的に、一般的なもの(一つの全体そのものの直観)から特殊なものへと進む。いいかえれば全体から部分へ進む悟性が考えられるという (A348-349/C486) のである。この直覚的悟性は、さまざまな有機体に関していえば、一般的に考えられた諸根拠としての〔諸全体〕⁽⁴⁾から、帰結としての、その全体へと包摂されるべきさまざまな、可能的な諸形式へと進まなければならない、また一つの有機体に関していえば、一つの全体の表象が、この全体の形式の可能性の根拠を含んでおり、またその全体の一部である諸部分の結合の根拠をも含んでいるのである (A349-350/C486-487)。つまり直覚的悟性によって与えられた一つの全体の表象は、全体の形式としては偶然性をもっているが、

その全体そのものは諸部分の結合の根拠を含むかぎりにおいて、諸部分の結合そのもののうちに偶然性を含んでいるのではない。かえって全体が諸部分を規定し、諸部分が全体を規定するとの仕方で結びついているのである。これが直覚的悟性の本質である。そこでカントはひき続き、次のようにいう。「一つの全体の表象」がこのように、全体と部分の相互関係にあるとするならば、この全体は一つの結果(産物)とならざるをえない。ところでこの産物において全体と部分が相互に原因でもあり結果でもあるとの関係にあるならば、それは目的といわれる。とすると、このような自然産物〔有機的存在者〕はもはや物質の自然法則の原因性とは違った原因性、すなわち目的による原因性にに基づいていることになる (A350 C487)。カントのここの箇所だけを読むと、経験に与えられている有機的存在者の「全体の表象」から、直覚的悟性によって、ただちに目的による原因性が導き出されるような印象をもつ。それは直覚的悟性の全体から部分へと進む働きに加えて、部分から全体への働き、さらにはその全体と部分の相互の働きを認めてしまっていることによる。これはカントのやや結論を先取りしすぎた表現によるものと筆者は考える。なぜならば、そうだとすると直覚的悟性の概念によってのみ、目的の原因性が導き出されることになるからである。カントの続く文章、さらに全体の文脈からいえば、目的の原因性が導き出されるのは、直覚的悟性以外に反省的判断力の働きが必要なのである。その反省的判断力は有機体の認識においてまさに部分から全体へ、さらにはその全体と部分との反省という点において、機能するからである。とするならば、直覚的悟性は「一つの全体像」の表象能力であり、その全体から部分へと進む機能として十分に理解されるのである。この考え方が有機的存在者一般に拡大される時、それぞれの有機体は全体と部分の形態においては確かに偶然性をもっているが、全体と部分との内的関連性においては、全体と部分が相互に密接に関連しあっているとの点において、目的という一つの共通の徴表がでてくるのである。したがって、このような反省的判断力の働きを認めるとするならば、直覚的悟性とは「一つの全体表象」を作り、その全体から部分へと進む能力と解することができるのである。そしてひきつづきカントは直覚的悟性と反省的判断力に関連して次のようにいう。一つは自然科学において、自然の諸産物(有機体)を目的にしたがう原因性でもって説明するのは、科学的概念として不十分である理由をあげる。今まで述べてきたように目的論は、根源的悟性の概念をきり離すことができないこと、その根源的悟性は証明することはできないということ以外に、目的に基づく原因性には、反省的判断力(これは規定的判断力のように客観的認識を構成するものではなく、統制的原理でしかない)が使われることを指摘している。二つ目は直覚的悟性に関して(これをカントは原型的知性intellectus archetypusといい、それに対して論弁的悟性を模型的intellectus ectypusという)、この概念を導入することは理論的に可能であるということを証明する必要は全くない。ただ論弁的悟性とはちがって、有機体のもっているあの偶然性を考えるとき、理念としての直覚的悟性が必要になる。そのときこの直覚的悟性なるものがなんら矛盾を含んでいないことを証明すればそれでよい (A350-351 C487) という。要約す

れば、直覚的悟性は反省的判断力と共に、目的にしたがった原因性を導き出すために想定された、理論的概念ということになる。それだからこそ、この直覚的悟性の概念の可能性を証明する必要はなく、矛盾を含みさえしなければいいというわけである。しかしもともと直覚的悟性は、ある有機体が経験的に与えられて、それを「全体の表象」としてとらえ、全体から部分へと進む働きとして考えられた。その限り、論弁的悟性と同じレベルの悟性のレベルの問題と解されたのである。ところが、ここでは明かに理念として直覚的悟性が述べられているのである。論理的には直覚的悟性と反省的判断力とによって目的の原因性が導かれるのであるから、どうしてもそれは反省的判断力と同じ理性レベルの理性概念とならざるをえない。はたして直覚的悟性は理性概念なのか。結論を急ごう。直覚的悟性は確かに経験的に与えられたある有機体の全体の表象から部分へ進む働きとしてまずはじめに考えられた。しかしそれはある特定の有機体に対して考えられたのではなくて、さまざまな有機体にも適合する能力として直覚的悟性が考えられていたのである。その意味で直覚的理性は説明の仕方として悟性レベルの概念のようにみえたが、やはり理性概念であったのである。そしてこの直覚的悟性と反省的判断力によって、その原理が説明される目的の原因性は、たんに有機体一般に適合する原理であるばかりか、「自然全体」にも適合する原理となるのである。有機体一般には「全体の表象」は経験的に与えられているが、「自然全体」においては「全体の表象」そのものは直接に与えられておらず、直接に与えられているのは自然全体の中の諸部分でしかない。しかし私たちは「自然全体の表象」そのものをもつことはできる。諸部分から推測されたものとしての「自然全体の表象」である。ここに目的の原因性の理念は、他の理念と異なる特色をもっているといえる。それは有機体一般においては「全体の表象」が経験的に、直接的に私たちに与えられていることである。カントはこの特色をとらえ、かつ反省的判断力のもつ特色をとらえて、目的の原因性のもつ理念を悟性にとっての理性原理でなくて、判断力にとっての理性原理である (A³⁴⁵_{C⁴⁸⁴}) といったのであろう。したがって直覚的悟性は、論弁的悟性があくまで悟性のレベルの能力であるのに対して、理性レベルの能力であるといえる。同様のことが、反省的判断力についてもいえる。規定的判断力は悟性レベルの概念であるが反省的判断力は理性レベルの概念なのである。第三批判「序論」VIの最初における、有名な規定的判断力と反省的判断力の定義 (A^{XXV} - ^{XXVI}_{C²⁴⁸}) は、一般的なもの(規則、原理、法則)が与えられていて、特殊なものをそのもとに包摂する判断力は規定的判断力、特殊なものだけが与えられていて、このもののために判断力が一般的なものを見い出すべきときには、この判断力は反省的判断力という。ここだけを見てとるとこの定義の理解を誤ることになる。規定的判断力と反省的判断力が同列にあるように見えるからである。簡単にいえば、規定的判断力は悟性のレベルの概念であり、反省的判断力は悟性レベルをふまえての理性のレベルの概念なのである。いいかえれば、悟性による諸認識をより高次の原理のもとに統一する働きをする理性概念である。カントはその箇所ではひきつづきはっきりと、反省的判断力は一つの原理を必要とすること、それは経験からは出てこ

ない原理であるが、諸認識をふまえての高次の、統一のための原理であることが述べられている (A^{XXVII}_{C248}) からである。

この章の第二の問題は、機械論的原理と目的論的原理との関係、およびその二つの原理の合一に関する問題である。まず第一にカントがいうのは、自然全体を含めて、有機的存在者を説明するうえにおいて、機械論的原理にしたがい、自然のメカニズムを徹底的に追求することが必要であるということである。なぜなら自然のメカニズムを追求することがなかったなら、自然的本性をみぬく、どんな客観的諸認識をうることはできないからである。目的論的原理はそれに代わることはできない。たとえある最高の存在者が、昔から今あるように自然の形式を直接つくりあげ、あるいは同一の模範にしたがって連続的に自然の形式を直接つくりあげ、あるいは同一の模範にしたがって連続的に自然の形式を前もって定めたということをも認めたとしても、そのことによって私たちの認識は増大したことになる。なぜならば私たちはそのような最高存在者がどのように行動し、どのような理念をもっているのかを全く知らないのだから、この最高存在者からア・プリオリに、いわば上から下へと自然を説明することはできないからである。かえってこのような目的論的な説明様式でもって自然を説明しようとする、理性を詩的情緒に心酔させるよう誘惑される。このようなことを防ぐことが、理性のもっともすぐれた使命である (A³⁵⁴⁻³⁵⁵_{C489-490}) とさえカントはいう。

第二に自然のメカニズムを徹底的に追及する一方、自然の産物(有機的存在者)に関して、目的の原理を見過ごさないこと、これが同様に必然的な理性の格率である。確かに目的の原理は自然の産物がどのように発生し、成長するのかを機械論的に解明してくるような諸認識を与えてはくれない。しかしこの原理は自然の特殊な諸法則を探求する一つの発見的原理として役立つ。このとき、発見的原理とはある原理を設定し、その原理によって客観を解明しようとするもので、カテゴリーのように客観そのもののあり方から出てくるものではない。したがって発見的原理の必然性は客観そのもののもつ必然性ではなくて、主観的原理としての論理的必然性である。しかしこの発見的原理によってえられる認識は機械論による認識とは異なるが、有機体を知るうえではやはり一種の認識を与えてくれるものとして、評価しようというわけである。ところでこの目的の原理を使用するときには、理性は慎重な取り扱いをしなければならないとカントはいう。自然の生産的能力を目的論的に説明しようとしてはならないこと、かえってそれは機械論的に説明されるべきものである。かといってこの点に関して目的論的原理を全く排除することはできない。明かに合目的関連でしか理解されないものを、あくまで機械論だけで説明しようとしたりするのは理性を空想的にし、全く考えることができない自然の能力に関して、理性を幻想のもつて徘徊させることになる。それはちょうど先に注意したように、自然のメカニズムを全く考慮しないたんなる目的論的説明様式が理性を夢想的にさせたのと同じことである (A³⁵⁵_{C490-491}) という。有機的存在者を説明し、解明するためには機械論的説明様式と目的論的説明様式のいずれもが必要

であるということである。ではこの二つの説明様式はどのようなものとなるか。第三はそのことに関連する。

第三は自然の同一物に関して、機械論の原理(機械論的説明様式)と目的論の原理(目的論的説明様式)とが連結されることがない。いいかえれば、この二つの原理は同一のレベルで併用されることはないということである。なぜならば、一方の説明様式は他方の説明様式を排除するからである。カントは蛆虫の例 (A356-357 / C491) をあげて説明するのだが、ややその説明が抽象的である。しかし次のように解される。物質のメカニズムにしたがって、物質の諸元素が腐敗によって分解されるときに、それを促進するものとして、蛆虫は物質が自分自身だけで処理する、新しい形成作用の産物と見なされるべきであるとする一方で、今度は諸目的にしたがう原因性の立場から、蛆虫は物質が腐敗することによって、物質が諸元素に分解するために必要なものなのだから、この腐敗しつつある物質から生まれたのであると見てしまうことである。物質の腐敗によって、蛆虫が発生するという目的論的説明様式から、蛆虫の生成する仕方を機械論的説明様式でもって考えることができたというわけにはいかないということである。一般的にいえば、同一レベルで機械論的な説明様式と目的論的な説明様式とは併用できないというのがカントの主張である。なぜかという、説明するとは本来、一つの原理から導き出すことであり、しかも目的論的な説明様式は、機械論的な説明様式とは異なっていて、規定的判断力による客観的原理ではない。その意味で客観そのものを説明するには、機械論的な説明様式がもっともふさわしい。目的論的な説明様式とはその限りでは、機械論的な説明様式をふまえての、上級原理として位置づけられるものである。つまり機械論の原理と目的論の原理は自然考察(有機的存在者に関する)という同一レベルにおいては並存することはない。二つの原理がそれにもかかわらず両立しうるとは、目的論の原理が機械論の原理を従属させるという関連において成立するのである。したがって、できる限り機械論の原理をおしすすめて、客観的諸認識を獲得すること、それら諸認識を統一し、全体としての視点に立つとき、それら諸認識をある一定の秩序に統合するものとして、目的論の原理が機能する (A357-358 / C491-492) というわけである。それではなぜ機械論の原理による客観的な諸認識が目的論の原理に従属するのか。それは機械論の原理による諸認識のもつ価値による。この原理によって得られる諸認識は客観性をもつから、有機的存在者の解明においては、基本的にすえられなければならないのである。もちろん有機的存在者に関しては、メカニズムによる説明だけでは不十分であり、目的論的説明が必要であるのは当然である。しかし目的論の原理が、諸物そのものの解明に決定を下すものではない。すなわち、機械論的な説明に影響を与えるものではないのである。だから機械論の原理と目的論の原理の適用に関するこの従属関係は次のようにいい表わすこともできる。この二つの原理がどのように客観に対するかかわり合っているかということである。それは客観的解明に直接かかわる規定的判断力と間接的にそれにかかわる反省的判断力の性格から帰結するともいえる。しかもこの二つの原理の従属関係はたんに有機的物体の範囲ば

かりでなく、自然全体にまで拡げられるとき、さらに新しい視点が生れてくる。目的論の原理の立場から自然全体を見わたすとき、次のようにいうことができる。目的論の原理が目的と手段との関係でとらえられ、機械論の原理によって得られた諸認識を手段として、あの表象された目的(自然全体)に従属させられる。ところが自然のメカニズムによる諸認識が、自然の究極意図に対して、どこまで手段となりうるのか、私たちの理性にとって永久に定めがたい、不確定なものである。また私たちは、私たちにとって可能な機械論的な説明様式がどこまで進むのかを知らない。私たちにとって推測しうることは、どれほどメカニズムによる諸認識が与えられようとも、解明されたのは自然全体の一部でしかない、ということである。かえって確実なことは、私たちがどれほどその点で進もうとも、この機械論的な説明様式はどっちみち自然全体にとっては不十分であるということである。それだから私たちは、私たちの悟性の性質にしたがって、あの機械論的な諸根拠をことごとく目的論の原理に従属させなければならないのである、とカントはいう。カントのこの考え方は機械論の原理と目的論の原理の基本的な性格の違いをはっきりと示している。機械論の原理による認識はどこまでも分析的に、さらに拡大もするが、けして諸認識の全体の関係を指示するものでもなく、また全体を尽くすこともない。それに対して目的論の原理による認識は、あたかも全体を知るかのように、機械論的な諸認識の関係を指示するのである (A362-363 / C494)。

以上が機械論の原理が目的論の原理に従属する理由である。

最後に第四として、機械論の原理と目的論の合一に関して簡単にカントの論述に言及しておきたい。それにはまずなぜカントがこの二つの原理の合一を考えたのか、を見ていくことから始めよう。機械論の原理による認識が目的論の原理に従属するとはいえ、二つの原理がとりわけ有機体の説明に必要なことはすでに述べた。とするならば、二つの原理がそれぞれの適用範囲を異にするとはいえ、両立しうるということはどういうことであるのか。それらの二つの原理を両立させるなんらかの根拠がなくてはなるまい、というのがカントの考え方である。これは有機的存在者の説明において、とりわけそれが「自然全体」を考えるときに生じてくる問題である。目的論の原理による認識と機械論の原理による認識は、それぞれ客観にかかわるかかわり合い方の違いはあるにしても、この二つの原理は同根なのではあるまいか。つまり、自然探求の奥深いところで、この二つの原理は結びついているのではあるまいか。想像をたくましくすれば、「自然全体」の諸事実が自然探求の結果ことごとく知られたとすると、この二つの原理を含んだなんらかの共通原理によってすべてが見事に説明されとも考えられる。もちろん「自然全体」に諸事実がすべて与えられるわけではないから、これはたんなる憶測でしかない。しかし少なくとも、この二つの原理になんらかの共通のものがなければ、この二つの原理を両立するものとして適用することができないことになってしまう。ではその共通のものとはなにか。それはカントによると超感性的なもの *das Übersinnliche* (A358 / C492) であり、私たちはこの超感性的なものを現象として自然の根底に置かなければならない。ところで理論的観点からいえば、私たちはこの超感性的なも

のについて、肯定的で規定的な概念を少しでもつくりあげることにはできない。だから私たちはこの超感性的なものにしたがって自然が、いかに私たちにとって一つの体系をなすのかはけして説明されはしない。そうではなくて、目的論的な諸原理の支えがないために、機械論的な原理による、バラバラな諸認識が与えられて、なんら体系あるものをつくれないときに、自然の産物(有機的存在者)の判定のためには、二つの原理に応じて、自然諸法則を調査してさしつかえないということが前提されている、という。なぜならば、二つの原理が客観的にも一つの原理のうちにおいて合一可能であるかもしれないという可能性が少なくとも保証されているからである(A358-359/C492)。結論を急ごう。その根拠はこうである。二つの原理は諸現象にかかわりをもつ。機械論的原理による認識は客観的に諸現象そのものを解明する。目的論的原理による認識は個々の諸事実の関連を指示し、あるいは有機的物体におけるように全体と部分との関連において、間接的に諸現象にかかわりをもつ。ところで諸現象は超感性的根拠を前提する。したがって、超感性的なものでもある二つの原理に共通な原理はすでに前提されているのである。それだからこそ、二つの原理が一つの原理のうちにおいて合一可能であるということは、少なくとも保証されていることなのである。

〔注〕

- (1) 『判断力批判』のページ数の表示は次のとおりである。上段はアカデミー版「カント全集5巻」のページ数で、数字の前にAをつける。下段はカッシーラー版「カント全集5巻」のページ数で、数字の前にCを付す。
- (2) 拙論「カントの『目的論的判断力の弁証論』」鹿児島県立短期大学紀要 第48号(1997年12月15日発行)
- (3) 拙論「カントの第三アンチノミー」鹿児島県立短期大学紀要 第34号(1983年12月18日発行)
- (4) ここの箇所に関する解釈に関しては前掲の拙論(2)参照のこと(p87)

(1999年10月1日受理)